

道民の皆様からの質問一覧

受付No.	質問番号	内 容	質問先
1	道民1-1	質問事項の範囲を絞るのはなぜなのか(真摯な対応に疑問符がつく)、今後の対応を考慮すべき	北海道
	道民1-2	地元への補助金や対策費も含めて、これまでの研究費用とこれからの費用はいかほどか	機構
	道民1-3	リサイクルの廃液の処分の研究だと承知しているが、遠からずMOXを含めて、使用済み核燃料も廃棄対象になるが、それらはどうするのか。研究はしているのか。	機構
	道民1-4	NUMOは深層地層処分(ガラス固化体)が安全だと以前から説明しているが、研究が完成していないものを安全だと宣伝するのはなぜなのか	国
	道民1-5	多くの国民は専門的なことは分かりません。幌延を最終処分地にしないという約束も、見えるかをすべきですがいかがですか。具体的には、看板等に約束として掲げるべき。	機構
	道民1-6	新幹線トンネル工事の残土処理地でさえ、地元は混乱している。機構の研究対象の危険性は残土の比ではない。10万年の安全を、一方でゴミを増やししながら、どのように説得するのか、具体的な方策を聞きたい。	国
2	道民2-1	幌延のように地下に油徴・ガス徴の影響による不飽和水の分布の増大が懸念されるなか、その対策をどうしていくか研究計画をもとに理解しやすく示していただきたい。	機構
	道民2-2	坑壁においてのベントナイトの活用であるが、ベントナイトの特性によるベントナイトの侵入経路及び補強の程度について研究計画をもとに理解しやすく示していただきたい。	機構
	道民2-3	火山灰起源の断層か岩石起源の断層か区別しにくいものがあるということだが、モンモリロナイトに代表させるような断層に特徴的な粘土鉱物について詳細に調べて分析する必要があるのではないか。	機構
	道民2-4	地質年代レベルの地殻変動を想定しているのなら、処分する地層の続成作用における変質(変成とまではいかないかもしれないが)の影響も考慮に入れるべきでは。	機構
	道民2-5	総じて、研究報告・研究計画の閲覧・配布資料のほうであるが、具体的表現のみでなく道民にとってイメージしやすい抽象的表現も使って書いたほうがいいのか。	機構
3	道民3-1	<p>日本原子力研究開発機構の研究成果と計画に関する質問書</p> <p>昨年(2022年)の日本原子力研究開発機構(以下原子力機構と略)による「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)(以下計画案と略)の申し入れを受けた、北海道と幌延町でつくる「確認会議」での検討の進め方は、道民の信頼を裏切るやり方でした。</p> <p>道のこれまでの対応は以下の通り問題があり、計画案の受け入れを撤回すると共に、原子力機構に当初計画通りに研究を終了し埋め戻しさせることを求めます。</p> <p>(1) 計画案受け入れは三者協定の解釈を明らかにせず、不作為に等しいこと。</p> <p>昨年(2022年)の第3回確認会議で、専門有識者福士明委員(行政法)は、原子力機構と幌延町と道の三者が締結した「幌延町における深地層の研究に関する協定書(以下三者協定と略)の第7条について以下の通り質問し、三者に回答を求めました。「三者協定は、法的には行政法における契約であると理解され合意によって成立する法律行為であり、協定の締結当時この三者が合意した内容が重要です。三者協定の第7条、「丙は、計画の内容を変更する場合には、事前に甲及び乙と協議するものとする。」について、協定を締結する当時はどのように理解されていたのか。20年程度という計画の期間は、平成10年の当初計画である深地層研究所(仮称)計画の中に定められておりますので、期間の延長も計画の変更のようにみえます。</p>	北海道

受付No.	質問番号	内 容	質問先
	道民3-1	<p>他方、三者協定に係る確認書(注・幌延町における深地層研究に関する協定書に関わる確認書、三者協定の各条文を解釈説明したもの)、その7の項目では、三者協定第7条について次のように定めています。「事前協議は1カ月前とする。なお、本協議は、深地層の研究所が最終処分場又は中間貯蔵施設に転用されないことを確認するために行うものであり、サイクル機構(当時)は、協議が整うまでの間、計画の変更を行わないものとする。」としています。そこで三者協定の第7条でいう計画の内容の変更に係る協議は、あくまでも研究項目の変更による最終処分場又中間処理施設への転用を防止するものであるということが想定されていたという可能性もごございますので、協定締結当時、三者の間で20年程度とされる当初計画の期間の延長も協定第7条でいう計画の変更にあたるというふうに合意されていたのか」と。この委員の質問に確認会議座長の佐藤隆久環境・エネルギー室長(当時)は答えることなく会議を終了しています。(第3回確認会議議事録 16ページから19ページと28ページから 29ページ) この法律行為の問いを検討せず回答しないまま確認会議を終えたことは、確認会議で期間延長の協議をする根拠の放棄を意味します。にもかかわらず計画案を受け入れたことは行政の不作为に等しく認められません。道が委員の質問に答えなかった見解をお示してください。</p>	北海道
	道民3-2	<p>本年1月の道民説明会で倉本博史経済部長(当時)は「確認会議の開催の根拠は三者協定の14条であり、確認会議の中で申し入れの内容を精査した結果、今回の申し入れ自体は、協定7条に規定する計画内容の変更にあたることを確認した」と述べています。(1月14日説明会議事録28ページ) 一方で当日の資料「確認会議で確認できた主な内容」で、「研究計画案は新たな研究計画ではなく研究期間の延長であり、三者協定第7条に基づく、研究計画の内容の変更の対象になること」と説明しています。(道民説明会資料5の2, 妥当性の項)。道は「研究期間の延長が協定第7条の計画変更の対象になると確認会議で確認した」としていますが、確認した根拠を具体的にお答えください。</p>	北海道
3	道民3-3	<p>道は確認会議の専門有識者の選定に、以下の問題があることを認め、改善することを求めます。</p> <p>専門有識者の選定の問題</p> <p>① 委嘱した専門有識者の内1名は、原子力機構による深地層研究の外部評価委員を務める人物を長とする組織の一員であり、特定の利益集団に属していること。</p> <p>② 研究の進捗を把握できず、検証しないこと。原子力機構が一部研究に遅れがあったことなどにより成果が十分に得られていない研究があること、研究成果を得るには継続し実施する必要があるとした研究に対して、達成できなかった研究項目の検証をしていない。進捗状況は示すのは難しいとした原子力機構の回答に対して、反論せず納得している。(第5回確認会議議事録 6から7ページと10から13ページ)</p> <p>③ 三者協定の法律行為解釈の検証を放棄したこと。道の対応の問題点の(1)で明らかなように、三者協定の法律行為について三者に質問したにもかかわらず、道が回答しないことを知りながら放置したこと。</p> <p>④ 原子力機構に研究期間の再延長を想定する質問をすることで、期限内の終了を曖昧にしたこと。「研究が期間で達成されていないと外部評価があれば研究期間の再延長となり、研究期間の延長が計画の変更にあたるのだったら、協議が必要と。(第4回確認会議議事録 31から32ページ)</p> <p>第4期中長期目標期間が終了して、技術基盤の完了が確認できないということになった場合に、新たに研究期間を延長する必要がある、その期間の延長は三者協定の7条の計画の変更にあたる。第4期中長期目標期間終了後、研究を継続する場合については協議が必要」と。(第5回確認会議議事録 17から18ページ) 以上の去年の確認会議の専門有識者の選定と発言から、計画案は無期限に延長されるとの道民の不安は増幅し、道への不信も高まったままです。道は専門有識者にコミュニケーション部門の人材を加えるというが、選定自体に問題があることは明らかです。「科学者に問うことはできても、科学者にも答えられない問い」が存在するという科学コミュニケーションの知見に従い、専門有識者の選定に、幅広く道民の意見を取り入れることを検討しますか、お答えください。</p>	北海道

受付No.	質問番号	内 容	質問先
3	道民3-4	<p>(3)原子力機構の報告書は以下の通りに欠陥があること、必要な情報のない報告書を原子力機構に書き直させることなくそのまま道民に公開し質問を求めること、こうした道の対応は職責放棄であると思いますが、道の見解をお答えください。</p> <p>道はHPで、原子力機構から成果報告と研究計画を道に提出及び説明があり、公開して道民に質問と意見を募集しています。道への説明については、6月29日に幌延深地層研究センターの山口所長らが説明したと原子力機構のHPで写真入りで公表しています。</p> <p>昨年12月6日、鈴木知事と児玉原子力機構理事長との面談で、鈴木知事は「道民の間には、毎年研究は順調としていながら、当初計画の20年程度と自らが設定していた研究期間の延長を突然申し入れたことや、研究の進捗状況などについて十分な情報提供がなかったことなど、機構の姿勢に不安や懸念の声がある・・」と発言したのに対し、児玉原子力機構理事長は「今後の工程表を整理して毎年度の研究成果報告などの中で、いまどの地点 であるかというようなことをわかりやすく説明していく」と明言しています。公開された報告書の中身は、今どの地点であるかをわかりやすく説明していません。研究期間全体と年度ごとの、工程表・実施計画・達成度・進捗度と、埋戻しの工程表、さらにNUMOの資金と人員が研究に関わる具体的な計画報告の説明が欠落しています。</p> <p>道は、昨年の道民説明会で、研究計画の進捗状況を把握してこなかったことを反省するとしています。</p> <p>今回、事前に原子力機構から報告書の説明を受けておきながら、このような必要な情報が無い報告書をそのまま説明もせずに、道民に質問を求める道の姿勢は責任放棄であり、道民の信頼を失うものです。道は次の3項目の対応が必要と思いますが、道の考えをお答えください。</p> <p>① 道民が必要としている情報が欠落した報告書を公開したことを反省し、道民への質問と意見募集をやめること。</p> <p>② 原子力機構に、理事長の発言通り、研究期間全体と年度ごとの、工程表・実施計画・達成度・進捗度と、埋戻しの工程表を道民にわかりやすく書き直させるとともに、NUMOの資金と人員が研究に関わる具体的な計画書の再提出を求めること。</p> <p>③ 再提出された報告書について、道民にわかりやすく説明されているか、道が工程表と進捗度等の記載を精査すること。</p> <p>その上で、報告書に道の説明と意見をつけて公開して、道民に質問と意見を求めること。</p> <p>以上を実行した後に、道民の信頼回復のために次の対応を求めます。</p> <p>1、道は以下の3項目を実行し回答を公開した上で、道民説明会を開くこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集した道民からの意見質問に対して、道に対する質問と意見に答える。</li> <li>・道の専門有識者の委嘱に関する方針と人選を明らかにする。</li> <li>・研究を期限内に終了させるために進捗把握の進め方を明らかにする。</li> </ul> <p>2、確認会議の前に、道主催の説明会を開き、道民の意見質問を確認したのちに、確認会議を開催すること。</p> <p>3、確認会議の後、道主催の説明会を開き、確認会議の中身を説明し、道民の更問を受け付けること。</p> <p>以上について、道の考えをお答えください。</p>	北海道
4	道民4-1	<p>2019年8月2日、日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」)は「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」を北海道と幌延町に提出し、2020年度以降は第3期及び第4期中長期目標期間である2021年度から2028年度までを目途に、深地層での地層処分技術の確立に向けた研究を進めることを申し入れた。これは、JAEAの提案やその後の五回に及ぶ確認会議等の経過を見ても、従来の三者協定や合意を踏みにじる内容であった。</p> <p>ところが、鈴木直道知事は2019年11月13日の記者会見で、道民の声を広く聴く前に、「延長は2028年までと認識(している)」と、あたかもJAEAの言い分をそのまま容認するかのごとき発言をしたが、これは明らかなフライングというべきであろう。</p> <p>さらに、その後多くの道民が鈴木知事に対し、申し入れを受け入れるべきではないという意見を寄せたにも拘わらず、知事はこれを無視、本年1月24日に上記申し入れを「受け入れる」と回答するに至っては明らかに道民への裏切りである。</p> <p>このたび、北海道はJAEAの「研究成果」及び「研究計画」に関してJAEAへの回答を求めるためとして道民からの質問を募集したが、その前にまずこれらのことの経緯、即ちいかなる科学的根拠で鈴木知事はJAEAの申し入れを受け入れるとしたのかを(議会ではなく)直接道民に明らかにすべきではないか、とこれが先ず第一の質問である。</p>	北海道

受付No.	質問番号	内 容	質問先
	道民4-2	<p>第二に、「研究計画」には高レベル放射性廃棄物(以下「核のゴミ」)の地層処分技術の確立が確認できない場合の、埋め戻し工程が明記されていない。提案後に行われた北海道と幌延町との三者による確認会議でも、JAEA側は「基盤技術の完了に至らない場合」即ち、研究終了の条件が整わない場合は、「改めて計画変更の協議を行うか検討する」としている。しかし、「研究計画」は事実上無期限の研究の延長であって、その理由もほとんど納得できるものではない。2019年11月19日の夜札幌市内で行われた、三者の確認会議についての道の報告会では、「では、それはいつまでか。その期間と金ほどのくらいか。埋め戻した後の見守りについてはどうなっているのか」など会場からの基本的な質問にすら答えられず、辛うじて「埋め戻すことは研究対象になっていない」というJAEA側の見解を伝えるだけであった。地層研究でありながら、埋め戻し後の地層を見守らずに、地層研究などと称すること自体が俄に信じられない話である。もしそれが本当であれば、2028年度迄の研究に埋め戻し期間が入らないことになる。そこで、2028年度以降地層を埋め戻すとしたら一体それはいつまでなのか、その期間と費用はどの位なのかお伺いしたい。</p>	機構
4	道民4-3	<p>第三に、「研究計画」では同じ深地層研究所でありながら、なぜ瑞浪市の研究所は埋め戻し、幌延町のそれを延期するのか納得のいく説明はなされていない。両者はともに研究期間を「20年程度」の計画で開始したものであるが、同案では「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示す」としている。ところが、JAEA東濃地科学センターは既に2019年4月22日に瑞浪超深地層研究所を埋め戻すことなどを含む「今年度の事業計画」を決定し、同8月8日には「埋め戻し工程案」を公表し、既に本年度から埋め戻し工程が始まっている。</p> <p>三者の確認会議では、「瑞浪は地層科学研究のみ行っており、所期の目的を達成し埋め戻すが、幌延は地層科学研究と地層処分研究開発の両方を行っており、地層科学研究はほぼ終了したが、地層処分研究開発は継続が必要」と確認された、と道は上述11月19日の説明会でJAEA側の立場を説明した。だが、幌延深地層研究センターは、そのほとんどが泥岩であり、過去において大量のガス突出や出水があり、およそ安定的かつ堅牢な地下構造物を造るに適さない地質環境である。「塩分やガス等の濃度が高い地下構造を有していること」は研究の障害にこそなれ、利点などではない。</p>	機構
	道民4-4	<p>さらに、2019年11月22日の参院議員会館における、核ゴミ問題研究会と政府との会合では、「延長しなければならぬと気が付いたのはいつの時点か」という研究会側の質問に対し、JAEA側は7月の説明でもまだ特段の変更はないと言い続けていたにも関わらず、8月1日に(案)を決定し、翌3日に提出したということである。この経緯は、はじめから「研究計画」延長ありきのJAEAの姿勢と、それを正式に確認もせず放置してきた道の怠慢を示すものであると考えられるがそれらについての見解をお伺いしたい。</p>	機構 北海道
	道民4-5	<p>第四に、幌延センターでの地層処分「研究計画」は継続(延長)が必要か、とすることに関して結論を言えば、それは必要でない。その科学的な根拠は、2019年8月19日の、第33回総合資源エネルギー調査会電力ガス事業分科会原子力小委員会放射性廃棄物ワーキンググループに、伴英幸委員からの意見として提出された論考に尽くされている。  <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/hoshasei_haikibutsu/pdf/033_i01_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/hoshasei_haikibutsu/pdf/033_i01_00.pdf</a>  また、後述の経済産業省資源エネルギー庁が2017年に発表した『科学的特性マップ』や原子力発電環境整備機構(以下「NUMO」)の『包括的技術報告書』(結言)等を見ても、  <a href="https://www.numo.or.jp/press/houkatsutekigijutsuhoukokusho_setsumeiyou.pdf">https://www.numo.or.jp/press/houkatsutekigijutsuhoukokusho_setsumeiyou.pdf</a>  同研究の継続や延長を前提としていない(NUMOとJAEAは勿論別な組織だが、「特定放射性廃棄物の地層処分技術に関する協力協定」によって「双方の技術開発の成果を積極的に公開し、情報交換の透明性を確保した上で、情報交換、技術者の交流等により、技術協力を進め」ている)。今更「研究計画」の継続が必要だというのは、下に述べるように「核のゴミ」の最終処分地が決まらないのに、研究だけを終了させるわけにはいかないためである。</p> <p>これ以上研究を継続するのは税金の無駄遣いでそんな金は少しでもCOVID19による感染症対策に廻した方が国民のためである。以上についての見解をお伺いしたい。</p>	機構

受付No.	質問番号	内 容	質問先
	道民4-6-1	<p>第五には、「核のゴミ」の放射能レベルが、天然ウラン鉱石の水準まで低下するにはおおよそ十万年もの長期間を要するとされるが、その安全な処理・処分技術は国際的にはいずれの国においても確立されていない。現在世界で唯一処分場が建設されているのは、フィンランドのオンカロだけであるが、そこは十九億年以前の堅牢な岩盤であり、我が国のような四つのプレートの上に形成され、しかも活断層だらけの不安定な地層・地盤ではない。ところが、そのフィンランドにおいても研究はまだまだ完成していないし、ましてや、不安定な地層での研究で安定的な研究成果を得ることは、一層困難であることが推測され、上に述べた「研究計画」の「基盤技術の完了」は現在の段階ではほとんど見通せない。</p>	機構
	道民4-6-2	<p>さらに、本年1月28日の「Nature Materials」によれば、核廃棄物形態としてのガラス固化体とセラミックス固化体が、金属製キャニスターに接触すると腐食が加速されることを報告する論文が掲載される。<a href="https://www.nature.com/articles/s41563-019-0579-x">https://www.nature.com/articles/s41563-019-0579-x</a>  要するに、異種材料間の相互作用は、核廃棄物貯蔵パッケージの寿命に顕著な影響を及ぼす可能性があるという内容である。「長期間にわたって貯蔵を実施するうちに、いずれは貯蔵所の環境物質が廃棄物に浸透する。現在の安全・性能評価モデルでは、個々の材料群の腐食を別々に評価しているにすぎず、貯蔵システムで併用される異種材料間で起こり得る相互作用を無視している」ということであるが、地中深く二重バリアによって安定的に保護され、「少なくとも1000年の間、鉄製で厚さ約21cmのオーバーパックで完全密封し、ガラス固化体が地下水に触れないように」するというNUMOやJAEAやの説明と完全に矛盾する。<a href="https://www.numo.or.jp/numo-caravan/pdf/about.pdf">https://www.numo.or.jp/numo-caravan/pdf/about.pdf</a></p>	機構
4	道民4-7	<p>そもそも十万年後の将来の地層の安定性を保証すること自体極めて空想的なことで科学的実証性がない。例えば、将来確実に到来すると予測されている氷河期についても、JAEAやNUMOの触れるところはほんの僅かであって、氷の重みによる地表の沈み込みなどその重大な影響を過小評価している。だが、それにも拘わらずJAEAもNUMOも日本には地下300m以下に安定した地層が存在すると主張する。その一つの「研究成果」が『科学的特性マップ』であるが、これは科学的にはもう笑うしかない馬鹿馬鹿しいレベルのマップで、地震学者や地質学者でなくてもそのデタラメさは指摘できる。例えば、『マップ』では、好ましくない範囲の要件・基準を火山の中心から半径15km以内とする。苫小牧市を臨む活火山樽前山は火口より市内中心へはおよそ20km、1667年と1739年噴火では苫小牧に2m、千歳に1mほど降灰、灰は遠く十勝、道東、大雪まで届いている。日本中に火山帯が縦横に走り、あちこちに存在するカルデラはどれもみな半径10～15km、そしてどのカルデラの周囲にも、火砕流が作った台地が何十kmも先まで広がる。なぜ15km圏外が好ましい適地なのか根拠がない。</p>	国
	道民4-8	<p>もう一つ、2018年9月6日に北海道胆振東部地震が胆振地方中東部を震央として発生、地震の規模はMj6.7、震源の深さは37km、最大震度は震度階級でもっとも高い震度7、東北東～西南西方向に圧力軸を持つ逆断層型でプレート内で発生した地震である。しかし『マップ』ではこの地域は「輸送面でも好ましい地域」とされ、一部が「(将来の掘削の可能性の観点)好ましくない特性があると推定される地域」と重なっているだけで、地下深部の長期安定性等の観点からはマークされていない。ところが、1995年1月の「阪神・淡路大震災」後に発足した「地震調査研究推進本部」が、2010年8月に作成した「石狩低地東縁断層帯の長期評価」参考資料『石狩低地東縁断層帯南部の地震による予測震度分布』には、「本断層帯周辺では堆積層が厚いこと、震源断層の位置・深さや地下構造に不確実性があることから、実際には震度7となる地域が存在する可能性があります」と明記してある。つまり、「研究成果」は日本には地層処分に適した堅固で安定した地層や岩盤はないとする地質学有識者の見解は勿論、公的研究機関の見解さえも無視し、現在各地で発生している一連の地震活動や火山の噴火活動に対する知見が完全に欠落、又は故意に欠落させたとかと言わざるを得ないがこれらに関するご見解をお伺いしたい。</p>	国

受付No.	質問番号	内 容	質問先
	道民4-9	<p>第六に、現在、NUMOが中心となって上述『科学的特性マップ』に基づき、全国各地で説明会を開いているが、今のところ「核のゴミ」処分地に名乗りを上げる自治体はなく、今後も見込みは極めて薄い。即ち、処分地も決まらず、研究の完了も見通せず、おまけにその研究そのものの必要性もない状況なのである。既に2000年10月24日、北海道は「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定しているが、廃止時期も示さないJAEAの「研究計画」は「核のゴミ」地層処分の研究を進める唯一の施設となる幌延深地層研究センターが、そのままその処分場の最有力候補地に絞られる可能性が極めて高いと思惟せざるを得ない。JAEAにおいては、既に幌延研究センターの土地を所有しているそうであるが、今回の「研究計画」は、2014年4月にJAEA筆頭理事が、「(研究施設を坑道の研究終了後)埋め戻すのはもったいない。『埋め戻して芝生で返せ』と言われてもやる気がしない」(『北海道新聞』5月15日)と幌延の地元町議の前で本音を吐いたことを想起させる。自分の土地で何を研究しようがオレの勝手だと言うのでは約束破りで恥の上塗りである。従って、直ちに、「研究計画」を撤回し、約束通り研究を終了して坑道を埋め戻し、おとなしく撤退することこそ正義の道であり国民の血税をこれ以上無駄にしないことになる。同時にこの条例を尊重するものであると考えるがご見解をお伺いしたい。</p>	機構
4	道民4-10	<p>扱て第七はこれが最後の質問である。我が国では「原子力政策大綱」(2005年10月11日原子力委員会)において、「使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針とする」ことを決定し、2018年7月決定の第5次「エネルギー基本計画」においてもそれを堅持している。つまり、「核のゴミ」は使用済み核燃料からプルトニウムを取り出して再利用＝「再処理」をした核燃料サイクルの最終処分に出てくるのであるが、その前提である核燃料サイクルが既に破綻済みなのである。核燃料サイクルには高速増殖炉の稼働が必要であるが、原型炉のもんじゅは、1991年からの22年間で、事故を続発して三ヶ月余りの発電実績しかなく、紆余曲折を経て2016年12月21日廃炉が正式決定された。その無駄にした費用＝税金は軽く1兆円を超す。</p> <p>一方、高速増殖炉の稼働が順調でないところから、軽水炉でMOX燃料をウラン燃料に混ぜて燃やす「軽水炉サイクル」＝「プルサーマル」発電を四国電力伊方原発他で行っているが、これは高速増殖炉の運転の見通しが立たないことで、再処理で取り出されたプルトニウムがたまり続けることを解消するために始められた言わば窮余の策である。しかし、軽水炉でMOX燃料を燃やすことは極めて危険であり事故が絶えない。日本では使用済み核燃料は全量再処理するとし、さらに使用済みのMOX燃料についても「第二再処理工場」(2045年頃?)を作り再度処理を行うとしている。「プルサーマル」のサイクルは一回だけで、国内の再処理工場とMOX燃料工場は未完成のため、日本はこれまで英国と仏国に使用済み核燃料を運び、再処理とMOX燃料の製造を委託、再処理などによって出たプルトニウムの量は国内外に約48ト(原爆6千発分)もあり、原爆製造を懸念されている。</p>	国
	道民4-11	<p>現在、再処理工場は六ヶ所村にあり、原子力規制委員会が本年5月13日、安全対策の基本方針が新規基準に適合すると認める審査書案を了承した。だが、再処理過程では短時間で生命に危険が生じる高レベル放射性廃液が排出され、その廃液が蒸発してトリチウム(年間1京Bq)などの放射性物質が拡散する可能性がある。再処理工程は原発運転よりも難しく、工程全体でたとえ事故が起きなくても、「原発1年分の放射線を1日ですす」といわれるほど、大量の放射線が環境中へ放出される。同工場はこれまでも24回も完成時期を延期しているがそれほど技術的に困難が伴うのである。しかも、規制委の「合格」はあくまで施設が新規基準に則っただけで、「安全」の保障でないことは規制委自身が言及している。事業費は13兆9400億円に上る見通しだが、原資は利用者の支払った電気料金と税金で、つまりは国民が負担する。これに対して作られるMOX燃料は、ウラン燃料に換算して9000億円程度にしかならないとされている。つまり40年しか稼働が予定されていない再処理工場の費用を、何十年にもわたって徴収されることになり、何世代もが大きな負担のみを背負わされることになる。この費用対効果を一体どう考えるのか。</p> <p>そもそも、再処理の前提である核燃料サイクルは破綻し、使用済燃料は各原発のプールに溜まる一方で、六ヶ所再処理工場を含め18,003トンに達する。六ヶ所工場は即座に運転開始にはならないだろうが、運転開始をすれば確実に「核のゴミ」は増えていく。だが、処分地はいつまで経っても決まらない。どこもかしこも破綻だらけで抜け道もないこの負の循環＝根本的矛盾をどうお考えか、ご見解を伺いたい。</p>	国

受付No.	質問番号	内 容	質問先
5	道民5-1	人工バリアの適応性確認試験について 現在、350m調査坑道において試験研究が行われているが、現状の研究成果において、現設計上の人工バリアでどの程度の信頼性が確認されているのか。 その値は、机上想定と誤差はないのか。	機構
	道民5-2	個人の感覚としては、より深い場所(地層)に処分し、人間界から隔離したほうが安全ではないかと考える。 より深い地点で、同様の試験研究を実施する予定はないのか。	機構
6	道民6	開かれた研究 幌延深地層研究センターの地下施設は、放射性廃棄物の最終処分場としない場所で技術を磨く「ジェネリック地下施設」であることが確認されており、研究計画開始当初から放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはないことについて協定書により担保されているにも関わらず、「幌延が最終処分場になる」など特定一部の声が後を絶ちません。幌延での研究はこれらの事項を遵守したうえで、国のエネルギー政策に基づき研究開発を行っている地域の一として、これは「風評被害」と感じずにはられません。今後、限られた期間の中で有意義な研究を進めることも重要ではありますが、研究実施機関として、地層処分全般に対する理解促進を図ることについても、今まで以上に注力いただく必要を感じます。 令和2年度以降、研究を進めるうえで、より道民・国民への理解を深めるため、具体的方策を講じるべきと考えますが如何か。	機構
7	道民7	幌延の地下施設は、最終処分場としない場所で研究を行う「ジェネリック地下研究施設」とのことだが、処分場選定調査の過程で建設される「地下調査施設」との役割の違いは何か。「ジェネリック地下研究施設」を「地下調査施設」に転用することは可能なのか。	機構
8	道民8	放射性廃棄物の処分について、放射能の高い高レベル放射性廃棄物は、地下深い場所に処分することにより自然界への影響を低減させる考えのもと、幌延で研究開発を行っている認識しているが、一方で、その高い放射能を早く無害化できるような研究は行われていないのでしょうか。もし行われているのであれば、その分野での研究開発は、現在、どの程度進歩しているのでしょうか。	機構
9	道民9	幌延深地層研究センターが、最終処分場になるわけがないと幌延町民はあたりまえに理解している。だって研究施設だから。 原子力発電に頼りながら、そこから出るゴミ(放射性廃棄物)をどう処理するか「研究」することにすら反対するなんて理解に苦しむ。 毎年、どこからともなく幌延に人が集まってきて「幌延が処分場になる！」と叫んでます。 同じ道民(道外の人いるかもしれませんが)なのにどうしてここまで研究所に対する理解に怖いくらい差があるのかフシギ。 これって誰が悪いんでしょうかね。	北海道
10	道民10	新型コロナウイルスのワクチン開発研究も大事ですが、原子力発電により発生する使用済み燃料の再処理、放射性廃棄物処分に係る研究開発は、国民の安全・安心の精度を高めていくうえで大事なことです。 年限うんぬんというより成果に視点・重点を置いてくべきで、研究を行う人はもちろんで、今を生きる私たちが共通の課題ととらえて考えるべき。 「反対のための反対」などもってのほか。 今は物事の本質を見て考えなければいけない時代だ。	機構
11	道民11	国の本気度を感じない。後世に安心を与えるための研究にもっと予算を付けるべきではないか。	国
12	道民12	原子力発電をすべて止めるわけにはいかないが、原子力発電を減らす方向性を早くに決め、「廃炉技術」「処分技術」の分野に人材と資金を集めるべきではないのでしょうか？	国
13	道民13	現在地層処分研究は幌延町だけとなっている為、研究期間にこだわる必要性はないのでは？ 処分地に手を上げる自治体の安心材料として処分技術の確立が必要であるため、研究期間を無期限とすることはできないのか。	機構
14	道民14	電源交付金の約半分が近隣自治体に分けられているが、その近隣より反対派が多数いると思われるため、全額を当町の研究に充てることはできないのか。	国
15	道民15	当初計画にある500mでの研究は必要ではないのか。計画には「土木工学的観点から500m以深」とあるのは500mでの研究だけでなく、掘削の技術データ収集の意味合いもあると思われるのですが、なぜ350mで止まっているのか。	機構

受付No.	質問番号	内 容	質問先
16	道民16-1	<p>質問第一、「研究計画」には高レベル放射性廃棄物(以下「核のゴミ」)の地層処分技術の確立が確認できない場合の、埋め戻し工程が明記されていない。提案後に行われた北海道と幌延町との三者による確認会議でも、日本原子力研究開発機構(JAEA)側は「基盤技術の完了に至らない場合」即ち、研究終了の条件が整わない場合は、「改めて計画変更の協議を行うか検討する」としている。しかし、「研究計画」は事実上無期限の研究の延長であって、その理由もほとんど納得できるものではない。2019年11月19日の夜札幌市内で行われた、三者の確認会議についての道の報告会では、「埋め戻すことは研究対象になっていない」というJAEA側の「見解」伝えるだけであった。地層研究でありながら、埋め戻し後の地層を見守らずに、地層研究などと称すること自体が俄に信じられない話であるが、もし北海道のいうことが本当であれば、2028年度迄の研究に埋め戻し期間が入らないことになる。2028年度以降地層を埋め戻すとしたら一体それはいつまでなのか、その期間と費用はどのくらいか。</p>	機構
	道民16-2	<p>質問第二、「研究計画」では同じ深地層研究所でありながら、なぜ瑞浪市の研究所は埋め戻し、幌延町のそれを延期するのか納得のいく説明はなされていない。いわゆる三者の確認会議では、「瑞浪は地層科学研究のみ行っており、所期の目的を達成したので埋め戻すが、幌延は地層科学研究と地層処分研究開発の両方を行っており、地層科学研究はほぼ終了したが、地層処分研究開発は継続が必要」と確認された、と道は上述11月19日の説明会でJAEA側の立場を説明した。だが、幌延深地層研究センターは、そのほとんどが泥岩である。さらに、2013年2月には大量のガス突出・大量湧水事故、2019年12月には直近の豊富町で震度5弱の地震などがあつたりして、およそ安定的かつ堅牢な地下構造物を造るに適しない地質環境である。また、塩分やガス等の濃度が高い地下構造を有していることは研究の障害にこそなれ、利点などではない。</p>	機構
	道民16-3	<p>2019年11月22日の参院議員会館における、核ごみ問題研究会と政府との会合では、「延長しなければならぬと気がついたのはいつの時点か」という研究会側の質問に対し、JAEA側は7月の説明でもまだ特段の変更はないと言い続けていたにも関わらず、8月1日に(案)を決定し、翌2日に提出したということである。この経緯は、はじめから「研究計画」延長ありきのJAEAの姿勢(と、それを正式に確認もせず放置してきた道の怠慢を示すもの)であると考えられるがそれらについての見解をお伺いしたい。</p>	機構 北海道
	道民16-4	<p>質問第三、幌延センターでの地層処分「研究計画」は継続(延長)が必要か、と言うことに関して結論を言えば、それは必要でない。その科学的な根拠は、2019年8月19日の、第33回総合資源エネルギー調査会電力ガス事業分科会原子力小委員会放射性廃棄物ワーキンググループに、伴英幸委員からの意見として提出された論考『幌延深地層研究所は約束通りに研究を終了して埋め戻すべき』に尽くされている。</p> <p>また、後述の経済産業省資源エネルギー庁が2017年に発表した『科学的特性マップ』や原子力発電環境整備機構(以下「NUMO」)の『包括的技術報告書』(結言)等を見ても、同研究の継続や延長を前提としていない(NUMOとJAEAは勿論別な組織だが、「特定放射性廃棄物の地層処分技術に関する協力協定」によって「双方の技術開発の成果を積極的に公開し、情報交換の透明性を確保した上で、情報交換、技術者の交流等により、技術協力を進め」ているのでここではNUMOの発表を共有していると見なす)。今更「研究計画」の継続が必要だというのは後出しじゃんけんの類いで、「核のゴミ」の最終処分地が決まらないのに、研究だけを終了させるわけにはいかないためではないか。これ以上研究を継続するのは税金の無駄遣いである。以上についての見解をお伺いしたい。</p>	機構
	道民16-5-1	<p>質問第四、「核のゴミ」の放射能レベルが、天然ウラン鉱石の水準まで低下するにはおおよそ十万年もの長期間を要するとされるが、その安全な処理・処分技術は国際的にはいずれの国においても確立されていない。現在世界で唯一処分場が建設されているのは、フィンランドのオンカロだけであるが、そこは十九億年以前の堅牢な岩盤であり、我が国のような四つのプレートの上に形成され、しかも活断層だらけの不安定な地層・地盤ではない。ところが、そのフィンランドにおいても研究はまだまだ完成していないし、ましてや、不安定な地層での研究で安定的な研究成果を得ることは、一層困難であることが推測され、上に述べた「研究計画」の「基盤技術の完了」は現在の段階ではほとんど見通せない。</p>	機構



受付No.	質問番号	内 容	質問先
16	道民16-5-2	<p>さらに、本年1月28日の「Nature Materials」によれば、核廃棄物形態としてのガラス固化体とセラミックス固化体が、金属製キャニスターに接触すると腐食が加速されることを報告する論文がある。(https://www.nature.com/articles/s41563-019-0579-x)</p> <p>要するに、異種材料間の相互作用は、核廃棄物貯蔵パッケージの寿命に顕著な影響を及ぼす可能性があるという内容である。「長期間にわたって貯蔵を実施するうちに、いずれは貯蔵所の環境物質が廃棄物に浸透する。現在の安全・性能評価モデルでは、個々の材料群の腐食を別々に評価しているにすぎず、貯蔵システムで併用される異種材料間で起こり得る相互作用を無視している」ということであるが、地中深く二重バリアによって安定的に保護され、「少なくとも1000年の間、鉄製で厚さ約20cmのオーバーパックで完全密封し、ガラス固化体が地下水に触れないように」というNUMOやJAEAの説明と完全に矛盾する。https://www.numo.or.jp/numo-caravan/pdf/about.pdf</p>	機構
16	道民16-6	<p>そもそも十万年後の将来の地層の安定性を保証すること自体極めて空想的なことで科学的実証性がない。例えば、将来確実に到来すると予測されている氷河期についても、JAEAやNUMOの触れるところはほんの僅かであって、氷の重みによる地表の沈み込みなどその重大な影響を過小評価している。だが、それにも拘わらずJAEAもNUMOも日本には地下300m以下に安定した地層が存在すると主張する。その一つの「研究成果」が『科学的特性マップ』であるが、これは科学的には極めて信用度が低く、地震学者や地質学者でなくてもそのデータメスは指摘できる。煩わしいので例は書略するが、現在各地で発生している一連の地震活動や火山の噴火活動、将来確実に発生する東海地震、東南海、南海トラフ地震に対する知見が完全に欠落、又は故意に欠落させたと言わざるを得ないがこれらに関するご見解をお伺いしたい。</p>	国
16	道民16-7	<p>質問第五、現在、NUMOが中心となって上述『科学的特性マップ』に基づき、全国各地で説明会を開いているが、今のところ「核のゴミ」処分地に名乗りを上げる自治体はなく、今後も見込みは極めて薄い。即ち、処分地も決まらず、研究の完了も見通せず、おまけにその研究そのものの必要性もない状況だが研究だけ終わらせるわけにはいかない。</p> <p>既に2000年10月24日、北海道は「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定しているが、廃止時期も示さないJAEAの「研究計画」は「核のゴミ」地層処分の研究を進める唯一の施設となる幌延深地層研究センターが、そのままその処分場の最有力候補地に絞られる可能性が極めて高いと思惟せざるを得ない。JAEAにおいては、既に幌延研究センターの土地を所有しているそうであるが、今回の「研究計画」は、2014年4月にJAEA筆頭理事が、「(研究施設を坑道の研究終了後)埋め戻すのはもったいない。『埋め戻して芝生で返せ』と言われてもやる気がしない」(『北海道新聞』同年5月15日)と幌延の地元町議の前で本音を吐いたことを想起させる。自分の土地で何を研究しようがオレの勝手だと言うのでは約束破りで恥の上塗りである。従って、直ちに、「研究計画」を撤回し、約束通り研究を終了して坑道を埋め戻し、おとなしく撤退することこそ正義の道であり国民の血税をこれ以上無駄にしないことになると同時にこの条例を尊重することであるが、ご見解をお伺いしたい。</p>	機構
16	道民16-8	<p>質問第六、我が国では「核のゴミ」は使用済み核燃料からプルトニウムを取り出して再利用＝「再処理」をした核燃料サイクルの最終処分が出てくるのであるが、その前提である核燃料サイクル計画が既に破綻済みである。核燃料サイクルには高速増殖炉の稼働が必要であるが、原型炉のもんじゅは、1991年からの22年間で、事故を続発して三ヶ月余りの発電実績しかなく、紆余曲折を経て2016年12月21日廃炉が正式決定された。その無駄にした費用＝税金は軽く1兆円を超す。</p> <p>一方、高速増殖炉の稼働が順調でないところから、軽水炉でMOX燃料をウラン燃料に混ぜて燃やす「軽水炉サイクル」＝「プルサーマル」発電を四国電力伊方原発他で行っているが、これは高速増殖炉の運転の見通しが立たないことで、再処理で取り出されたプルトニウムがたまり続けることを解消するために始められた言わば窮余の策である。しかし、軽水炉でMOX燃料を燃やすことは極めて危険であり事故が絶えない。日本では使用済み核燃料は全量再処理するとし、さらに使用済みのMOX燃料についても「第二再処理工場」(2045年頃か)を作り再度処理を行うとしている。「プルサーマル」のサイクルは一回だけで、国内の再処理工場とMOX燃料工場は未完成のため、日本はこれまで英国と仏国に使用済み核燃料を運び、再処理とMOX燃料の製造を委託、再処理などによって出たプルトニウムの量は国内外に約48トン(原爆6千発分)あり、国際的には原爆製造を懸念されている。</p>	国

受付No.	質問番号	内 容	質問先
16	道民16-9	<p>現在、再処理工場は六ヶ所村にあり、原子力規制委員会が本年7月29日、安全対策の基本方針が新規規制基準に適合すると認める審査書を決定した。つまり、「合格」だが、再処理過程では短時間で生命に危険が生じる高レベル放射性廃液が排出され、その廃液が蒸発してトリチウム(年間1京Bq)などの放射性物質が拡散する可能性がある。再処理工程は原発運転よりも難しく、工程全体でたとえ事故が起きなくても、「原発1年分の放射線を1日ですす」といわれるほど、大量の放射線が環境中へ放出される。同工場はこれまでも24回も完成時期を延期しているがそれほど技術的に困難が伴うのである。</p> <p>しかも、規制委の「合格」はあくまで施設が新規規制基準に則っただけで、「安全」の保障でないことは規制委自身が言及している。事業費は13兆9400億円に上る見通しだが、原資は利用者の支払った電気料金と税金で、つまりは国民が負担する。これに対して作られるMOX燃料は、ウラン燃料に換算して9000億円程度にしかならないとされている。つまり40年しか稼働が予定されていない再処理工場の費用を、何十年にもわたって徴収されることになり、何世代もが大きな負担のみを背負わされることになる。この費用対効果を一体どう考えるのか。</p> <p>そもそも、再処理の前提である核燃料サイクル計画は破綻、使用済燃料は各原発のプールに溜まる一方で、六ヶ所再処理工場を含め18,000トンに達する。六ヶ所工場は即座に運転開始にはならないだろうが、運転開始をすれば確実に「核のゴミ」は増えていく。だが、処分地はいつまで経っても決まらない。どこもかしこも破綻だらけで抜け道もないこの負の循環＝根本的矛盾をどうお考えか、ご見解を伺いたい。</p>	国
17	道民17-1	<p>期間延長は認められない、今まで何の約束も守ってきていない。そしてどうも守らせてこなかった。まずは最低限の投書の約束として20年程度とした内容を完了させること。それ以外に誠意ある対応とは考えられない。</p>	機構
	道民17-2	<p>さらには埋め戻しの際に1Kgあたり8000ベクレル以下というクリアランスレベルではなく、1Kgあたり100ベクレル未満の基準を順守し、原則掘削土での埋め戻し、それ以外というのであれば北海道新幹線工事での掘削土でもいいが、それも危険性のない土に限るものとし道外からの埋め戻し土の利用を認めないものとすべきと考えます。</p>	機構
18	道民18	<p>原子力開発機構は、研究が始まって以来、この間、ずっと道民に対し説明会を開催し、大勢の人たちを集めて「研究は順調に進んでいる」と報告していました。しかし、昨年突然、研究がまだ足りないと言いだしました。全く信頼できない組織です。始めに計画した研究を20年経ってもできない組織にこれ以上、研究をさせるべきではありません。もし、機構にこのまま研究を続けさせれば、また、同じことを繰り返します。</p> <p>責任ある立場の北海道は、埋め戻しの期日を相手に確認するのではなく、設定すべきです。</p> <p>また、北海道としてできないなら、その理由を教えてください。</p>	北海道
19	道民19	<p>鈴木知事が研究計画案の受け入れにあたり述べているように、研究が協定に則り、計画的に進められているかを確認の上、公表するとされていますが、その際には、9年間の研究機関で終わることを前提とした計画の進捗状況を、道民に判りやすい形でまとめられますか？</p>	北海道

受付No.	質問番号	内 容	質問先
20	道民20-1	<p>本来、幌延における研究期間に関する道民との約束は「20年程度」であったのであり、私は一人の道民として、「深地層研究」は極力早く終了させるべきであると思ひ、その実現を願っております。</p> <p>が、それはそれといたしまして、ここでは「幌延深地層研究計画令和2年度調査研究計画」(以下、「計画書」)について、以下の4点の質問をいたします。北海道におかれましては、この質問を間違いなく日本原子力研究開発機構(以下、「機構」)に届け、具体的かつ誠意ある回答を引き出していただきたく存じます。</p> <p>1点目: 本計画書冒頭において、機構は、「放射性廃棄物を持ち込むことや使用することなく、また最終処分場にしない」と、これまでの道民との約束を強調しています。そこで1点目の質問は以下の通りです。「では、『放射性廃棄物』ではなく、政府の基準によって『放射性廃棄物』として扱われなくなった放射能レベルのものであっても、研究・施設工事・埋め戻し等の全過程において、幌延に原子炉等で放射能汚染された物質(土・水等を含む)を持ち込むことを決してしないとお約束いただけるか?」</p>	機構
	道民20-2	<p>2点目: 本計画書では、研究は「地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば」終了し施設を埋め戻すとのことですので、2点目の質問は以下の通りです。</p> <p>「地層処分技術基盤の整備の完了」を確認するためには、機構は幌延の地下施設の何処で、今回の計画書に書かれたものを含め、どのような条件の下で、どのような、何種類の物理量の測定を行う予定か? また、その測定結果の数値がどのような範囲(ある値以上、または以下、といった具体的な表現で)に得られた場合に「地層処分の技術基盤の整備が完了した」と判断されるか?</p>	機構
	道民20-3	<p>3点目: 地層処分の実施主体である原子力環境整備機構(NUMO)の見解ではすでに上記の「地層処分技術基盤の整備」は終わっているものと考えられるが、NUMOと機構のこの点についての見解の相違は何によるものか?</p>	機構
	道民20-4	<p>4点目: 「地層処分技術基盤の整備の完了」をもって「研究終了」とする、ということだが、如何に文明が進歩しても、努力の方向性が間違っていれば、どれだけ努力したとしても成果に到達することはできないのではないかと危惧される。(ここでいう「成果」とは、「何らかの物理量を何らかの条件で測定し、その測定データを得る」といった種類のことでなく、「これまで不可能(または可能性が不透明)だった操作が、間違いなく可能だと証明される」といった、目指す技術革新に確かにつながる知見を指す。)</p> <p>そこで、現実的にはどのような種類の研究・開発であっても、「費用と時間をいくら以上かけて達成できなければ諦める」という基準を設けるべきと考えられる。</p> <p>特に、幌延での「深地層研究」は費用を国民に負担させて行っているものであるから、倫理的に言ってもそうした基準の設定と順守が求められる。</p> <p>機構は、深地層研究について、そうした「費用と時間」の上限を想定しているか? また、想定しているとすればそれはどの程度のものか? もし想定していないとすれば、それは何故か?</p>	機構
21	道民21-1	<p>非常に基本的な質問ですが、幌延を実際の処分地としないのであれば、基本的な研究は終了しているはずなので(NUMOによると)、「より大型の断層を対象とした水圧擾乱試験」や「地下施設からの排水に伴う周辺環境への影響調査を続ける」ことがどうして必要なのでしょうか。データを取り続けることはもちろん可能でしょうが、細かなデータほど少し場所が移動すれば全く異なる結果になるのではと考えられます。ここでのデータをこれ以上集めることが意味のあることでしょうか?</p>	機構
	道民21-2	<p>また、20年程度で終了というこれまでの返答を覆しておきながら、どうしてはっきり終了期限を示せないのか、疑問に思います。</p>	機構
22	道民22-1	<p>これまでの研究結果から、想定される本数の高レベル放射性廃棄物を実際に地下に設置し、安全に処分を終了することは本当に可能であると予想されているのですか?</p>	機構
	道民22-2	<p>また、昨年の確認会議で、どこまでの放射性物質の漏洩が許容できるレベルなのか、具体的な数値が示されませんでした。なぜですか? 許容範囲の具体的な数値が無いのに研究結果が検証されるのでしょうか?</p>	機構

受付No.	質問番号	内 容	質問先
23	道民23-1	<p>質問1 「幌延深地層研究計画令和元年度調査研究成果報告」について 坑道内で行われている水質や地層、地盤に関する調査内容が詳細に報告されていますが、この調査の経過が滞りなく、特段の失敗や、長期継続をしなければならないとする理由として、令和元年7月までに急に発覚するようなほどの大きな発見があったようには報告されていません。 昨年8月に申請された「幌延深地層研究計画令和2年度以降調査研究計画」を提出しなければならないと原子力機構が判断するにあたった時期が特定できない点について、北海道は疑問を抱かなかったのでしょうか。お答えください。</p>	北海道
	道民23-2	<p>質問2 上記の質問につき、原子力機構が明確に「研究を9年もの長期延長をすると判断を下した時期」は昨年度のいつの時点なのか、北海道は機構側に尋ね、道民に知らせていただけますか。お答えください。</p>	機構
	道民23-3	<p>質問3 「幌延深地層研究計画令和2年度調査研究計画」は、これまでの研究を主に単に経年観察をしたいとする理由で作り直されたように読み取れますが、道民との「約20年程度で研究を終えるとしてきた約束」を反故にする大幅な期間延長をしなければならないほどの理由としての正当性が認められません。 何か、研究に失敗があったようにも報告されていませんが、実際には研究上で不都合が認められるような事象があったのでしょうか。 北海道として機構に対し、研究上、長期延長をしなければならないと判断するに至ったほどの事故や不都合の有無があったのか質問をしましたか。</p>	北海道
	道民23-4	<p>質問4 今回の延長を認めてしまうと、今後も三者で話し合える事項として協定の第7条に「研究期間延長」が含まれることとなります。 確認会議では今回、初めてとりまとめでそのようになってしまいましたが、北海道が独自に新計画案について判断したと思える発言は会議録の中には記載されていませんでした。 延長された研究機関終了後に、再び延長を申し入れる可能性ができてしまう今回の延長自体、道民にとって納得しがたいものです。 北海道として9年後には絶対に延長申し入れの話し合いをしないと断言すべきです。 地域説明会で、「北海道として9年後に再延長しないと約束できますか」という質問に対し、「今は考えていない」という回答の表現がありましたが、それでは、事情が変われば(9年後に申請が出されれば)考える可能性があるかのように受け取れます。道民に対し、三者協定締結時の約束を守る意思を明らかにする言葉遣いで明確にお答えください。</p>	北海道
	道民23-5	<p>質問5 確認会議の設置要綱には、この度のような長期延長の申請があった場合に研究延長にかかる判断に伴う話し合いをする役割であるとは記されていません。 確認会議の役割を逸脱していたのではありませんか。確認会議で三者協定の締結時に研究延長までを含むかどうかを判断するのは確認会議設置時には予定されていなかった役割なのであり、確認会議の存在の拡大解釈なのではありませんか。 確認会議の在り方、持たれかた自体が妥当性を欠いていると思われまます。 北海道として、確認会議の設置要綱をどのように位置づけるか詳しくお答えください。</p>	北海道
	道民23-6	<p>質問6 質問3にも指摘した通り、確認会議の第5回までの内容を観ても、北海道独自の判断によって道民との長年の約束を守るために必要な発言をした箇所が見当たりません。北海道として、研究を継続したい機構や、誘致自治体である幌延とは別の視点で道民としてきた約束を堅持する立場で発言するべきだったのではありませんか？ 何故、確認会議内で北海道の立場や道民との約束を堅持する立場にあることに言及しなかったのでしょうか。 北海道の立場を主張されなかった理由をお答えください。</p>	北海道

受付No.	質問番号	内 容	質問先
23	道民23-7	<p>質問7</p> <p>確認会議5回の中では、進行役を務めた方が、前回までの会議で何が決められたかという振り返りをされていますが、前にもどって会議内容を追うと、そのような会議の確認内容ではなかった事例が特に第3回から5回まで繰り返されています。</p> <p>北海道が機構や幌延、識者と共に、北海道として同じ考えであるとまとめられることは不適正ではありませんか。</p> <p>よって、確認会議のとりまとめの中では北海道がほかの二者（機構、幌延町）と同様に、今回の延長が三者協定に違反とはならないと考えを表し、判断したということには至らないのであって、これをもとに知事が延長案（令和2年度以降の幌延深地層研究計画案）を容認、受け入れし、回答書を出したのは、所作の経過をはしよるものであり、道民の意見を尊重しなかったと思われるものであります。短期間で急ぎ、回答を出してしまったのは誤りだったのではありませんか。</p>	北海道
	道民23-8	<p>質問8</p> <p>新計画案や研究計画内容の妥当性、研究の進捗状況だけで研究そのものの有用性を語り続けることは、北海道民の意志を必要としない作法です。</p> <p>今後（あるいは計画終了である9年後）、北海道民の意志をどのように汲み取り、反映させる考えがありますか。</p> <p>北海道として住民意見の取り入れ方についてどのようなビジョンを示すのかお答えください。</p>	北海道
	道民23-9	<p>質問9</p> <p>新計画案の受け入れによって、研究への信頼性と施設の安全性担保について、北海道としての取り組みが新たに必要となりました。</p> <p>「高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致問題ではないため研究を延長するくらいは問題ない」とも受け取れる確認会議の態度は、道民への信頼を裏切るようなものです。</p> <p>地層研究の必要性について理解されたのであれば、開けられている坑道の保管安全性にも信頼が持てるよう、北海道としてより厳しく研究者である機構側に求めるべきであり、機構側が示し続けてきた「研究期間20年程度」としてきた約束期間を守ることが、研究事業全体の信頼性につながると思います。</p> <p>北海道としてこの安全性の見極めを単に識者に委ねるだけでなく、独自に厳しく検証する必要があるのではありませんか。</p> <p>新計画案の監督に際し、北海道としてどのような試みをしていくのかお示してください。</p>	北海道
	道民23-10	<p>質問10</p> <p>新計画案では「研究計画に添った研究が終了した」とする判断を、いつどのようするかが今の時点で明確にはなっていません。</p> <p>三者協定の当事者である北海道として、終了期限がおとずれたら、「研究が終了した」と機構が宣言しなくても、研究期間内に、埋め戻し工程に入るよう要求できる仕組みにもなっていないように見えます。</p> <p>協定当事者である北海道として期限までに確実に終了を宣言できるようにしておくべきではありませんか。</p>	北海道
	道民23-11	<p>質問11</p> <p>確認人会議のメンバー選定について疑義があります。</p> <p>地層研究推進寄りに傾いたメンバーにならないように工夫をする必要があるのではありませんか。</p> <p>今後、確認会議の顔ぶれを決めるに際し、どのような方法をとる予定があるのかお答えください。</p>	北海道
	道民23-12	<p>質問12</p> <p>知事回答が公式に出される前に、もっと慎重に、かつ、議会で時間をとって審議されるべきではないかと思えます。</p> <p>今回の経過を経て、幌延の新計画案に対し、知事が回答した結果を受け入れるに至ったわけですから、議会での報告などが期待されますが、北海道としてどのように取り組む準備をしますか。</p>	北海道

受付No.	質問番号	内 容	質問先
23	道民23-13	<p>意見ではなく、今回、募集されたのは質問ということでした。  今後、このように長期に渡る、道民にとっては大変シリアスな問題について、北海道が自治体として、住民の意見を無視せず尊重する態度を、もっと強く示す必要があると思います。  また、これまでの流れの中で、機構や受け入れ自治体である幌延の意志が強く働き、北海道としての役割があまり全面に示されていないことが残念です。  協定締結時と現在の部署課の皆さんの顔ぶれが違うのは当然ですが、日々、一生懸命道民のために働いてくださっている皆さんも道民に違いありませんので、  質問を寄せられた多くの道民と同じように北海道の未来を心配されていると信じています。  9年後の未来に、今している不安が実際のものになってしまわないよう、官民が協力して乗り切っていけるよう、信頼に足る行政のお仕事をしていただきたいと思います。  私は住民は行政機関を励まして悩ましい問題を解決していく仲間だと思っています。  担当部署の方々には意見や質問募集のまとめで更に、時間や労力を費やされると思いますが、多くの道民が、北海道が誠実な回答をされることを期待しています。</p>	北海道
24	道民24-1	<p>1 研究期間の延長について  (1) 北海道は、研究期間の延長について、事前に原子力機構と打ち合わせを行った事実はあるか、あるとすれば、その日時場所、原子力機構の話と北海道の話した内容の要点を公表していただきたい。</p>	北海道
	道民24-2	<p>(2) 三者協定4条に基づく閉鎖埋め戻しについて、北海道から閉鎖埋め戻しの時期について申し入れる意思はあるか。無いとすれば、そのような積極的な対応をしない理由を説明願いたい。</p>	北海道
	道民24-3	<p>2 道民の不安と北海道の対応について  (1) 農業、漁業従事者をはじめ多くの道民が、「幌延が最終処分場なのではないか」という不安を持っていることについてどう考えているのか。特に閉鎖埋め戻し期限の約束もないままに道が研究期間の延長を受け入れたことによって不安は増大しているという認識はあるのか。</p>	北海道
	道民24-4	<p>(2) 岐阜県瑞浪の超深地層研究は埋め戻しの行程作業に入ろうとしている。これに比較すれば、北海道の自治体としての対応能力があまりにも弱いと思うが、北海道自身はどう考えているのか。</p>	北海道
	道民24-5	<p>(3) 北海道として、改めて最終処分地受け入れを拒否するという明確な意思表示をして道民の不安に応えるべきであると考えますが、そのような意思はあるか。</p>	北海道
	道民24-6	<p>3 幌延深地層研究計画の法令上の根拠について  (1) 北海道は、幌延深地層研究計画はいかなる法令のいかなる条項の根拠に基づくかと把握しているのか、法令条項を示して答えていただきたい。</p>	北海道
	道民24-7	<p>(2) 国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律を制定し概要調査地区選定などの作業に入っている。なぜ、この法律とは別に、これに平行して幌延において深地層研究を行う必要があると認識しているか。最終処分法が制定されたのであるから、幌延の研究は取りやめて最終処分法の枠内において研究するのが法律の常識であるとは考えないのか。またそのような疑問を国に問いただす意思はあるか。</p>	国
25	道民25	<p>昨年の3月時点では、調査研究は予定通り進行している、とのことであり、埋め立ての具体的工程が示されるものと期待されていたものが、昨年8月2日になって、突然9年もの研究期間延長申し入れとなって、その理由書を読んだが、いずれも当初の計画にはなかった項目を後からでっち上げた後付けの理由としか読めなかった。あんな後付けの延長理由をなぜ認めたのか、まったく理解できない。当初の約束通り20年で閉鎖するべきではなかったのか。</p>	北海道